

福教大財務第432号
令和3年3月24日

各部局長 殿

国立大学法人福岡教育大学長
飯田 慎司

換金性の高い物品の管理について（重要通知）

このことについて、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に伴い、下記に示す物品については、平成27年4月1日から「換金性の高い物品」として取扱うこととしております。使用者は、適正な管理・使用をお願いします。

なお、平成27年3月19日付福教大財務第640号「換金性の高い物品の管理について」（重要通知）は廃止します。

記

- 1 換金性の高い物品は、取得金額が10万円未満の次に掲げるものとする。
 - (1) パソコン
 - (2) タブレット型コンピュータ
 - (3) デジタルカメラ
 - (4) ビデオカメラ
 - (5) テレビ
 - (6) 録画機器

(注) 上記で取得金額が10万円以上のものは、従前どおり少額資産（少額備品）として取り扱うものとする。
- 2 次の経費で取得した物品を管理の対象とする。

競争的資金を含む研究費のほか、本学が機関経理するすべての経費
- 3 換金性の高い物品の管理方法は、次のとおりとする。
 - (1) 少額資産（少額備品）と同様に財務会計システムによる購入データ管理のほか、対象物品には本学の管理物品であることを明示したシールを貼付する。
 - (2) 内部監査、実査等により、一定割合を抽出して現物確認等を行う。
 - (3) 除却については少額資産（少額備品）と同様に取り扱うものとする。
- 4 換金性の高い物品を、学外で使用させるために、教職員、学生及び附属学校の児童・生徒に対して貸し出しを行う場合、使用者は、その対象者から次に掲げることを明記した借用書等を徴取するものと

する。

- (1) 品名
- (2) 期間
- (3) 破損、紛失した場合の取扱について
- (4) 貸与を受ける者の氏名
- (5) その他必要な事項

(担当部署)

財務企画課 経理・契約グループ

電話 0940-35-1831